

# 富士市犯罪被害者等支援条例（案）

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

## （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 市民等 市民並びに市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内において事業活動を行うものをいう。
- (5) 関係機関等 国、県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体又は民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

## （基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、二次的被害の有無等、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することとならないようにするとともに、二次的被害及び再被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

3 市は、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するに当たっては、二次的被害及び再被害が生ずることのないよう、犯罪被害者等のプライバシー及び個人情報の保護について十分配慮しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害の発生の防止に十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援窓口の設置)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置する。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、規則で定めるところにより、犯罪被害者等である市民に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 〇〇万円

(2) 重傷病見舞金 〇〇万円

2 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請し、その決定を受けなければならない。

3 偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者又は見舞金の支給を受けた者であって第13条の規定により支援を行わないこととされたものは、当該見舞金を市に返還しなければならない。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を取り戻すため、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合における居住の安定を図るため、住居の提供が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、市民等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生の防止の重要性、犯罪被害者等の支援のための施策等について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。